

会計検査院の組織

会計検査院は、意思決定を行う検査官会議と、検査を実施する事務総局で組織されています。意思決定機関と検査実施機関を分けているのは、意思決定を慎重に行い、判断に公正を期するためです。

検査官会議

検査官会議は、3人の検査官により構成されており、その合議によって会計検査院としての意思決定を行うほか、事務総局の検査業務などを指揮監督しています。

検査官会議が合議体となっているのは、会計検査院として判断の公正・妥当を確保する必要があるからです。

検査官は、国会の衆・参両議院の同意を経て、内閣が任命し天皇が認証することになっています。その任期は7年で、検査の独立性を確保するため、在任中その身分が保障されています。

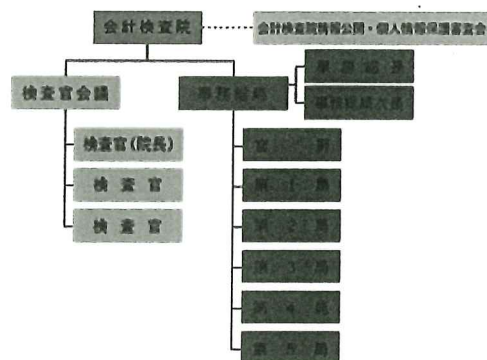
院長は、3人の検査官のうちから互選した人を、内閣が任命することになっています。院長は、会計検査院を代表し、また、検査官会議の議長となります。

事務総局

事務総局には、事務総長官房と5つの局（第1局から第5局まで）が置かれ、更に官房及び各局には課・上席調査官等が置かれて検査や庶務等の業務を分担しています。

この中には、特定の検査対象府省・団体を持たず、機動的・横断的な検査に取り組む課（第5局特別検査課及び上席調査官（特別検査担当））があります。

事務総局の職員は、1,244人(平成30年1月現在定員)であり、これらの者の多くは調査官又は調査官補として各検査課・上席調査官付に所属しています。



<検査官会議>

検査官（院長職務代行） 柳 麻理（通称：小林 麻理）

検査官 森田 祐司

<事務総局>

官房

第1局

☑ 会計検査院の歩み

☑ 会計検査院の地位

☑ 会計検査院の組織

☑ 検査官（院長職務代行） 柳 麻理（通称：小林 麻理）

☑ 検査官 森田 祐司

☑ 官房

☑ 第1局

☑ 第2局

☑ 第3局

☑ 第4局

☑ 第5局

☑ 事務総局幹部職員（課長以上）一覧(PDF形式：64KB)



☑ 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

☑ 検査の目的

☑ 検査の対象

☑ 関係法令

☑ 会計検査院の予算・決算

採用情報

あなたの力を
発揮してみませんか？



・ ご意見・ご感想



・ 情報提供の受付

